

凡 例

中央水産研究所所蔵の古文書は、大半が採訪からすでに 60 年近い年月を経過しており、旧所有者名や住所、採訪時の手続きの状況など、基本的な情報が失われている史料群も多い。今回各史料群の概要を記すにあたって、次のような方針をとった。なお、本書では「資料」と「史料」の両方の語を用いるが、概ね次のような区別にもとづくものである。

ア。「資料」の語は、漁業制度に関する資料全般を対象とする場合など、より広義の意味で使用する場合に用いた。なお、本報告書の標題では、事業の名称に準拠して、「資料群」の語を用いている。

イ。「史料」は漁業制度資料の中で、古文書（原史料）や筆写史料など歴史的考察の素材となるものについて、そのような意味を強調するために用いた。

1. 史料群は都道府県ごとにまとめ、北から順に配列した。
2. 原則として、中央水産研究所及び神奈川大学日本常民文化研究所が保管している採訪に関する記録（借用・寄贈などの書類、『漁業制度資料目録』などの印刷物）と原史料から知り得た情報によって記述した。ただし、すでに詳細な印刷目録（『水産総合研究センター所蔵古文書目録』）が刊行された一部の史料群については、現地調査によって得た情報を加味して記述した。
3. 各史料群の情報の項目は、次の通りである。

(1) 史料群名 (2) 旧所蔵者 (3) 採訪時住所 (4) 現在の住所 (5) 採訪年月 (6) 史料の年代 (7) 史料の点数 (8) 年代の内訳 (9) 筆写稿本の有無 (10) 既印刷目録 (11) 収蔵に至る経緯 (12) 史料群の概要
--

- ・ **史料群名**は、基本的に水産資料館に収蔵されていた時代に付されたものを用いた。ただし、その後の整理の結果、名称を変更する必要が生じた場合に、その理由を明記して変更した。
- ・ **採訪地の住所**は、字名までとし、番地などは記載しなかった。採訪時期の不明なもので、内容からおおよそ推測できる場合はその時期の住所を、推測ができないものは「漁業制度資料調査保存事業」が行われた昭和 24 年の時点で記した。採訪地の現在の住所は、平成 18 年 3 月末日の時点とした。
- ・ **採訪年月**は、月までとした。書類などが残っていない史料群で、他史料群の採訪の時期から推測が可能な場合は、括弧で示した。
- ・ **史料の点数**は、平成 7 年から始まった再整理が終了している史料群については、ほぼ詳細な点数が確定しており、それを記した。再整理の終了していない史料群については水産資料館の整理（昭和 49～昭和 54 年）をもとに概算し、括弧で（〇〇点）のように表記した。したがって将来詳細な目録が作成された際は、点数が変更される場合があり得る。
- ・ **年代の内訳**は、近世（江戸時代）、近代（明治時代～採訪時）で分け、年月日の記載のない史料でも、明らかに近世あるいは近代であることが明らかな場合はそれに含めた。
- ・ **筆写稿本**は、「漁業制度資料調査保存事業」の過程で、内容上必要と判断された史料の筆写を行い、その原稿を製本したものである。同一の本が 2 冊あり、現在、1 冊は中央水産研究所に、もう 1 冊は神奈川大学日本常民文化研究所に収蔵されている。詳細は巻末の「『漁業制度資料調査保存事業』と資料の整理・保存の経過」を参照していただきたい。筆写は、史料群のなかから適宜必要な史料を選択して行っており、すべての史料が筆写されているわけではないが、一部分でも筆写が行われている史料群は、筆写稿本の欄に「あり」と記した。
- ・ **既刊行目録**は、『漁業制度資料目録』『水産資料館古文書目録』、『水産総合研究センター所蔵古文書目録』の 3 種類の目録に既に掲載されている場合は書名を記した。これらの目録の詳細については、巻末の「『漁業制度資料調査

保存事業』と資料の整理・保存の経過」を参照していただきたい。

なお、史料群の概要の探訪地域の情報については、主に「角川日本地名大辞典」（角川書店）および「日本歴史地名大系」（平凡社）を参考にした。

本報告書の作成は神奈川大学日本常民文化研究所が行い、史料の整理作業あるいは編集は主に次のものがあつた。

岩田みゆき、及川清秀、大嶋千恵子、織田洋行、越智信也、芝崎浩平、白水智、鈴木江津子、寺尾英二

森本仙介、吉村祐一

沓沢博行（地図作成協力）

この資料についての問い合わせ先 〒236-8648 横浜市金沢区福浦2-12-4

（独）水産総合研究センター中央水産研究所 図書資料館 電話 045-788-7608, 7609